

-
- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 西村克彦
-

■コメント:

「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」は、有価証券取引における取引拒絶や実質的な取引拒絶（わずか1セントでの売買等）が具体例として想定されていると理解していますが、相対取引を前提としたデリバティブ取引も対象になるのでしょうか。

その場合、どのような事例が想定されているのでしょうか。